## 使い終えた家電製品の排出方法について

平成23年７月24日をもって、アナログ放送が終了します。

テレビ等、家電リサイクル法対象製品を買い換えた場合、使い終えた製品は、新たに製品を購入した販売店が引き取り、メーカーがリサイクルします。

（対象製品：ブラウン管式テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）

**【廃家電の排出方法】**

新たに購入した販売店に回収を依頼し、回収の際に運搬量とリサイクル料金を支払い、リサイクル券（控え）を受け取ります。

なお、廃棄のみの場合には、その製品を購入した販売店に引取りを依頼してください。

どこで購入したか解らなくなってしまった場合等には、最寄の郵便局に備え付けの家電リサイクル券に、必要事項を記載し、リサイクル料金をご負担ください。

その後、収集・運搬業者（小平清掃公社☎56－2740）に、家電リサイクル券を添えて、収集を依頼（別途収集料金が必要）することができます。

※廃家電の指定引取場所（道内一覧）は、下記ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

**◎道庁循環型社会推進課ホームページアドレス**

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/kaden-risaikuru-top.htm

## 暮らしを支える電波はルールを守って正しく使用しましょう

６月１日～10日は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。

電波の利用は、市民生活や社会経済活動にとって必要不可欠なものですが、不法無線局による重要無線通信や、テレビ・ラジオへの混信妨害事例は依然として多数発生しています。

特に最近では、インターネットショッピングやオークションで、国内では使用できない外国規格無線機が手軽に購入できるようになり、電波利用環境の悪化が懸念される状況となっています。

このため総務省では、電波利用環境保護の大切さを訴えるため、６月１日の「電波の日」から10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用に関する周知・啓発活動を全国的に展開します。

電波利用に関する様々なお問い合わせは、下記までお願いします。

**◎問い合わせ先**

北海道総合通信局

■不法無線局、混信・妨害、電波の安全性について
→☎011－737－0099

■テレビ・ラジオの受信障害について
→☎011－737－0033

■電話・インターネットに関する相談について
→☎011－709－3956

■電波利用料について　→☎011－709－6000

■その他行政相談について　→☎011－709－3550

**【電話受付時間】**

８：30～12：00、13：00～17：00
（土・日・祝日を除く）

● **メールによる問い合わせ**
→soudan－hokkaido@soumu.go.jp

● **ホームページアドレス**
→http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/

## 気象台一口メモ「竜巻注意情報」

気象台では、発達した積乱雲が現れて激しい突風の発生しやすい気象状況になったときに、竜巻注意情報を発表して注意を呼びかけることとしています。

竜巻注意情報は、今まさに竜巻が発生するような危険な気象状況となっていることをお知らせし、身を守るための行動の準備をとっていただくことを目的としています。以下のようなときには、発達した積乱雲が近づいている可能性があります。頑丈な建物に移動する等の安全確保に努めましょう。

●竜巻注意情報が発表されたら、まず空を見てください。
- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- 大粒の雨やヒョウが降り出す。

→このような現象が見られた時は、すぐに安全確保を！

◎問い合わせ先
旭川地方気象台総務課
☎0166－32－7101